

令和四年 第一回定例会

市長説明要旨

南アルプス市

令和四年第一回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

中国北京において、アジアでは四度目となる「第二十四回冬季オリンピック北京大会」が、九十一の国と地域、約二千九百人の選手の参加により開幕し、数々の熱戦が繰り広げられ、力の限り戦う選手たちの雄姿は、日本中に勇気と大きな感動を与えてくれました。そして、その雄姿は、更に若い世代へと着実に繋がっていくものと確信しております。

新型コロナウイルス感染症は、昨年末に出現した「オミクロン株」の猛威により、国内においては、年明けよりわずかひと月の間に感染者が急増、一日の新規感染者が十万人を超え、過去最多となるなど、感染爆発の様相となりました。

感染者の急増は、消防や交通、医療や介護などのエッセンシャルワーカーの業務にも深刻な影響を及ぼしており、社会機能が停滞することが懸念される状況を踏まえて、政府は、感染拡大地域に「まん延防止等重点措置」を適用し、感染の抑え込みを図っているところであります。

山梨県内においても、オミクロン株が初確認されて以降、感染拡大が急速に進み、一日の新規感染者が過去最多の四百三十九人を記録する状況となりました。

家庭内、職場、学校など、場所を問わず感染が拡大する状況を受け、長崎山梨県知事は、「臨時特別協力要請」を発出し、全ての県民に向け、ワクチン未接種者や子ども連れの方々の、不要不急の外出を控えていただくことや、小中学校や特別支援学校における分散登校や分割授業の実施、部活動の自粛などを要請し、対処してきましたところでもあります。

本市としても、新型コロナウイルス対策本部会議において協議を重ねる中で、感染拡大リスクの回避のため、小中学校における分散登校や分割授業の実施、更には、学校開放施設の使用の休止、加えて、市役所内での分散勤務を実施するなど、可能な限り、接触機会を減らすことにより、市民の安全、安心を確保するとともに、オミクロン株による感染拡大の波を一日でも早く抑え込むため、最大限の警戒感をもって対処してきたところでもあります。

市民の皆さまには、積極的な三回目のワクチン接種に、ご理解とご協力をいただき、マスクの着用、手洗いや手指消毒など、基本的な感染対策の徹底をお願い申し上げます。

また、感染拡大による外出控えなどにより、飲食店などを利用する機会が減少している状況に鑑み、「南アルプス元気券」の使用期限を、三回目のワクチン接種が、概ね終了する令和四年六月三十日まで延長することといたします。

市民の皆さまには、安心してご使用いただき、地域経済を元氣付けていただけますよう切にお願い申し上げます。

令和四年度は、二期目の任期最後の年となります。

市民の安全、安心な暮らしの確保を最優先に、新型コロナウイルス感染症対策を確実に継続するとともに、市政推進の総括の年として、粉骨砕身の思いで臨んでまいる所存でありますので、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

この三年間は、特に「市民目線でさらなる前進」をスローガンに、市民の皆さまの声に積極的に耳を傾け、政治信条である「公平、公正」を旨として、南アルプス市の未来を希望あるものにしていくため、全身全霊をかけて、課せられた務めを果たしてまいりました。

市民の皆さまとお約束した五つの公約について、これまで実現した項目を含め、ご報告させていただきます。

先ずは、『子育て支援のさらなる推進』についてであります。

はじめに、「保育料の無償化」についてであります。

令和元年度より、子育て世帯の負担軽減を図るため、国の保育料無償化制度の対象から外れる三歳未満児のうち、第二子以降について、本市の独自制度として、保育料の無償化を実施しております。

また、「病児保育施設の整備」については、市内医療機関「こもれびこどもクリニック」において、病児保育施設「うらら」が、同年十二月にオープンし、保護者に代わり、病气療養中の子どもを保育、看護する場を市内に確保できたことにより、子育てと就労の両立を支援する環境を整備できたところであります。

次に、「小中一貫教育の推進」についてであります。

市内全ての公立小中学校において、児童生徒が、より充実した学校生活を送れるよう、小中一貫教育の推進に取り組んでおります。

令和元年度から、芦安地区、八田地区で取り組みを開始、両地区とも推進協議会において、小中一貫教育やコミュニティスクールについての学習会を実施しております。

また、芦安小中学校においては、お互いの校舎を繋ぐ渡り廊下を設置し、更なる小中一貫教育の前進に向けた環境づくりに取り組んでおります。

更に、白根巨摩、若草、楡形の中学校区においても、順次取り組みを進めており、令和四年四月より小中一貫校としてスタートしてまいります。

また、白根御勅使、甲西の中学校区については、令和五年度のスタートに向け、協議を始めてまいります。

次に、「将来に向けた教育環境の整備」についてであります。

G I G Aスクール構想については、令和二年度に新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言下において、休業措置が実施されたことに伴い、改めて、整備年次を前倒し、関係する国庫補助金と地方創生臨時交付金により、W i F i環境の構築と併せて、児童生徒一人一台パソコン体制を整備し、令和三年度からは、学校での授業や家庭での学習に活用を開始しております。

また、学校教育施設については、落合小学校の大規模改造をはじめ、市内小中学校特別教室への空調設備の設置を実施しております。

更に、児童クラブについては、これまで八田小学校からは遠距離であった、八田児童クラブの安全性と利便性を高めるため、小学校敷地内への移転整備を協議、計画し、現在は、令和四年度からの利用開始に向けて、鋭意施工を進めているところであります。

二点目として、『健康・長寿のまちづくり』についてであります。

はじめに、地域で支えあい、助けあう「包括ケアシステムの構築」についてであります。

住民同士が地域のつながりや、相互に支えあうことの必要性を感じ、それぞれの地域の課題を共有した上で、課題解決に向けた活動が進められることにより、安心して暮せる地域づくりに繋がるものと考えております。

その中心となる「地域支えあい協議体」の活動については、これまでに、第二層協議体が全小学校区への設置が完了し、今年度からは、第二層協議体と自治会の連携を推進するため、新たに活動費を交付する事業を実施しております。

今後も「地域支えあい協議体」の更なる推進、発展のために積極的に努めてまいります。

次に、「健康増進事業（健康リーグ）の充実拡大」についてであります。

幸せ実感！南アルプス市健康リーグ事業「健康わくわくウォーク」は、令和元年度から実施し、今年度で三年目となり、これまで約一千五百名の皆さまにご参加いただき、市民に親しまれる事業として、着実に浸透してまいりました。

コロナ禍において、健康二次被害を早期に予防するためにも、運動や人とのつながりが大切でありますので、参加者の皆さまには、感染症対策の徹底を呼び掛けながら、引き続き事業を推進してまいります。

三点目として、『ユネスコエコパーク事業の推進』についてであります。

はじめに、「歴史ある伝統文化、地域文化（〇〇博物館）の継承と振興」についてであります。

ふるさと〇〇博物館事業は、市内全体をひとつの博物館と見立てる中で、歴史的・文化的資源を市民との協働により再発見し、更に、その魅力をデジタルアーカイブ、地域再発見ツアーなどを通じて発信することにより、郷土愛の醸成を図ってまいりました。

また、ふるさと文化伝承館は、歴史や文化発信の拠点として、積極的に推し進める中で、令和三年十一月には、博物館法に基づく「博物館」に登録されたところでもあります。

現在、登録記念テーマ展として、「藍と綿が奏でるにしごおりの暮らし展」が開催されており、今後も本市の歴史文化発信の重要拠点として、最大限活用してまいります。

次に、「五感で体験できる「楽しみの学びエリア（エコパ伊奈ヶ湖）」の創出」についてであります。

南アルプスユネスコエコパークにおける緩衝地域の拠点エコパ伊奈ヶ湖は、本市が誇るべき自然環境と魅力ある資源を合わせ持つ重要なエリアであります。

現在は、専門ガイドによる自然体験プログラムを、市内全ての小学校において、総合学習授業として実施しており、未来を担う世代が、豊かな自然を身近に感じ、理解することにより、郷土愛を育むとともに、自分の住んでいる地域に誇りを持ち、自然環境と魅力ある資源の保全に繋げる取り組みを進めております。

今後も、市民をはじめ、市外から訪れる多くの方が、ここでしか味わえない五感で体験できる「楽しみの学びエリア」の創出に向けて、積極的に取り組んでまいります。

四点目として、『豊かで活力あるまちづくり』についてであります。

はじめに、「南アルプスIC南側の新産業拠点予定地への企業誘致実現」についてであります。

新たな地域振興の拠点づくりを目的に、令和三年十月から企業の公募手続きを開始し、年明け一月から二月の応募期間において、複数社からの事業提案があり、三月の審査を経て、五月に参入企業を決定する予定となっております。

市民の皆さまとお約束した「多くの人々が共に集い、地域と繋がる集客交流拠点」の創出に向けた取り組みは、着実に進んでおり、今後も本市の玄関口に相応しい土地利用に向けて鋭意取り組んでまいります。

更に、周辺エリアにおいても、将来的な土地活用に向けて調査研究を進めており、新産業拠点エリアとの親和性のある活用を目指し、次年度より計画策定を進めてまいります。

次に、「中部横断自動車道やリニア駅を活用した雇用と定住人口の拡大」についてであります。

株式会社コーセーの新たな生産拠点の建設決定や、工業団地への企業参入など、新たな交通インフラの整備により、本市が利便性に優れた交通の要衝としての期待が高まって

いることを実感しております。この立地的優位性を活かし、多くの人や物を積極的に呼び込み、地域経済の更なる発展を目指してまいります。

また、「特産品の販売促進と観光客をターゲットにした観光振興」については、令和二年度から本格的に展開しております。まず観光プロモーション事業において、東海、中京圏、長野方面への強化とともに、「バイ・ふじのくに」を通じて、新たに交流を始めた沼津市との、物産や経済交流を推し進め、アフターコロナを見据え、本市を訪れていただける機会の創出を図ってまいります。

五点目として、『行財政改革のさらなる推進』についてであります。

健全財政の維持については、令和元年度より県内でも上位の財政状況を保っております。

今後も、これまで以上に、南アルプス市が「安全、安心で、住みやすいまち」であることを、暮しの中で実感していただくため、必要性の高い事業を、迅速かつ積極的に実施するとともに、市民の皆さまに寄り添い、身近な支援に、更に注力して取り組んでまいります。

また、合併特例債の活用終了を見据え、小中学校をはじめとした老朽化に伴う公共施設の修繕や改修、改築等の財源として、公共施設整備等事業基金への積立てを進め、健全かつ確実な財政運営に努めてまいります。

次に、「第二次公共施設再配置計画」についてであります。行財政改革の一環として、平成二十八年度から平成三十九年度までの三年間を「公共施設再配置アクションプラン」における集中取り組み期間として位置付け、これまで多くの公共施設の再配置に、鋭意取り組んでまいりました。

今年度からは、老朽化した若草保育所の移転新築に伴い、若草支所周辺における拠点施設の整備について、関係者の意見を取り入れる中で計画的に準備を進めており、令和四年度からは、いよいよ実施に向けてまいります。

また、今後は、甲西支所周辺における拠点施設についての再配置方針や、市内の保育所、温泉施設などの在り方についても、十分な検討を進めてまいります。

続きまして、任期四年目の最終年となります、令和四年度における重点事業について、ご説明申し上げます。

先ず、『保育料の完全無償化』についてであります。

保育料の無償化については、重点施策として、これまで、段階的に進めてきたところではありますが、完全無償化には、大幅な財政負担を要することから、施設の規模や保育士の配置、更には今後の動向などを含め、慎重に検討を重ねてまいりました。

このコロナ禍において、厳しい子育て環境を強いられている世帯の方々の状況と、田園回帰の動きが加速し、地方への注目が高まる中で、「住みやすいまち、子育てしやすいまち南アルプス市」を、市民の皆さまに、更に強く実感していただくとともに、県内外のより多くの皆さまにも、本市が重点を置く、子育て支援策の取り組みに注目していただき、移住を含めた施策を推進するため、これまで対象となっておりませんでした三歳未満児の第一子についても、保育料を無償化とすることを決断いたしました。

これにより、私の公約でありました保育料の完全無償化が実現することになり、県内十三市では、本市が唯一の実施自治体となります。

子育て支援の推進については、世帯における経済負担の軽減策だけでなく、子育て世帯の抱える課題に対して、市民の

皆さまのご意見に、より耳を傾けながら、今後もしきめ細やかな対応を心掛け、推進してまいります。

明日の南アルプス市を担い、未来を創造する子供たち一人ひとりが、健やかに生まれ、心豊かに成長していくことは、私たち市民全員の願いであります。

この願いを実現するためには、若者が結婚、出産、子育てに希望を持ち、幸せを実感して暮らせる地域として、また、移住したい地域として選ばれるまちづくりを堅実に進める必要があります。

私は、これまで子育て支援を重点施策に位置付け、子どもの医療費、保育料の無償化など、様々な観点から支援策の充実に取り組んでまいりました。

今後も、未来を見据え、市民の皆さまとともに、地域全体で子どもと子育てを応援する取り組みを、更に強く推し進めるため、来年度は、保健福祉部内に「こども家庭相談課」を設置するとともに「(仮称) 子ども子育て応援宣言」に向けた協議を決意しているところであります。

市民をはじめ、関係団体の皆さまのご意見を丁寧に向い、応援宣言の内容や基本方針等について、協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、市民手続き支援事業『お悔やみ窓口の開設』についてであります。

死亡に伴う手続きについては、市役所に関係するものだけでも複数の課に跨り、また、個人ごとに必要な内容が異なるなど、ご遺族の皆さまにとっては、大きな負担となっている現状があります。

身近な人を亡くして間もないご遺族に寄り添い、その負担を少しでも軽減するため、死亡時の市役所における手続きを支援する窓口を、四月から本庁舎に開設いたします。

手続きについては、予約制とさせていただきますことにより、必要書類の不備を防ぎ、出来る限り短時間で終えられる体制を整えてまいります。

次に、『山岳観光』についてであります。

昨年十月に完成しました「新広河原山荘」は、令和四年度の開山祭と併せて、記念オープンングセレモニーを開催する予定であります。

新広河原山荘は、これまでの山荘とは、施設全体の趣きを大幅に一新しており、単に登山における宿泊目的ばかりだけではなく、紅葉シーズンにおいても、一般の観光客の方々に十分満足いただける施設内容と改めておりますので、新たな

南アルプス山岳観光の拠点として、更なる活用を図ってまいります。

また、本年十月紅葉の頃には、山梨県が主体となり、スポーツコミッションを設立し、県営南アルプス林道を活用したサイクルイベントを、試験的に開催する予定であります。

通常は、一般車両の進入は出来ず、自転車も通行できない林道での開催となりますので、このイベントを通じ、本市の魅力を発信できる絶好の機会になるものと、大いに期待するものであります。本市としては、スポーツコミッションとの積極的な連携を図る中で、広河原や芦安地域の活性化に随時繋げてまいりたいと考えております。

次に、『市内工業団地拡張整備』についてであります。

本市における企業の用地需要が増加している現状を踏まえ、既存の本市東部に位置する下今諏訪工業団地、及び北部に位置する御勅使南工業団地の二箇所について、拡張整備を鋭意進めております。

これまでの進捗状況については、昨年の十二月下旬までに地権者の皆さま全員と土地売買契約を締結し、本年一月下旬に農地転用許可及び開発許可を得て、土地所有権移転登記を完了し、工作物撤去工事が始まっております。

今後は、二箇所の宅地造成工事を安全かつ着実に進めるとともに、下今諏訪工業団地A区画に隣接しているB区画及びC区画の拡張計画について、順次進めてまいります。

次に、『シテイプロモーション戦略』についてであります。

本市は、ユネスコエコパークに登録された豊かな自然環境や四季折々の新鮮なフルーツなど、多様な魅力を有しております。これらの魅力を効果的に発信し、移住人口、交流人口の拡大を目指す活動を、市民ワークショップや庁内連携推進会議において、ご意見を伺う中で策定した「シテイプロモーション戦略」に基づき、鋭意進めてまいります。

情報発信においては、よりわかり易く、多様なニーズに 대응するため、観光と移住に関わる専用サイトの構築や、更なるSNSの有効活用など、充実、強化を図ってまいります。

また、本市の新しいファンを増やすためには、本市の魅力を最も知っている市民の皆さまに、シテイプロモーションを理解していただき、活動にも参加していただき、活動の輪を広げていくことが、更に重要であると考えておりますので、積極的なご参画をお願いします。

市民参加型のシテイプロモーションを推進し、市民とともに、県内外の多くの方に本市の誇る「魅力」を知ってもらい、

興味を持ってもらい「行きたいまち、住みたいまち」になることを目指してまいります。

次に、『ふるさと納税』についてであります。

本市へのふるさと納税額は、令和四年一月末に十五億円を超え、非常に多くの方々からご寄附をいただいているところであり、心より感謝を申し上げます。

ふるさと納税の寄附金については、市政運営における貴重な自主財源であり、現在は、まちづくりのための諸事業に、有効に活用させていただいておりますが、より効果的な活用を図るため、令和四年度には、新たな基金の創設に向けて、調査研究してまいります。

次に、『企業版ふるさと納税』についてであります。

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が実施する地方創生の取り組みに企業が賛同し、協働のまちづくりを推進するための寄附制度であります。

この度、コトブキシーツーティング株式会社様、株式会社コーセー様、コーセーコスメポート株式会社様から、本市の南アールプスユネスコエコパークの理念にご賛同いただき、エコパ伊奈ヶ湖の自然教育活動や環境整備事業等に充てることを目的に、ご寄附の申し出をいただいております。

本市で初めてとなる本制度によるご寄附の申し出であり、各社の皆さまのご厚意に、心より感謝申し上げます。

今後も引き続き、本制度について周知を重ねるとともに、本市が実施する事業の目的を達成するため、インターネットなどを通じて、目的に賛同していただく方から資金の提供を受ける「ガバメントクラウドファンディング」などの制度についても、事業への活用の可能性を検討してまいります。

次に『組織の見直し』についてであります。

組織見直しについては、基本方針の一つである「重要施策の推進に適した組織編成」に基づいて、実施しております。子ども家庭総合支援拠点については、「相談支援担当」及び「途切れない支援担当」の二担当による、「こども家庭相談課」を新設し、拠点機能及び発達支援、虐待問題等に関する支援業務を中心に対応してまいります。

企業誘致については、誘致に伴う環境の整備や支援窓口の明確化と体制強化を図るため、「企業誘致担当」を新設し、現有の観光商工課商工支援担当と合わせて、二担当とする「商工振興課」を新設いたします。これにより、観光商工課は「観光推進課」と名称を改め、観光担当及びユネスコエコパーク担当の二担当体制とします。

今年度より新設しましたふるさと振興室については、移住定住の窓口を明確化させ、より一層体制を強化するため、新たに「移住定住担当」を置き、ふるさと納税担当との二担当とした上で、「ふるさと振興課」と名称を変更し、業務を促進してまいります。

また、移住定住への促進策として、市営住宅の空き部屋をお試し居住施設として活用する取り組みや、市内のホテル等を活用したお試し滞在事業などを展開してまいります。

次に、本市の基幹産業である、『農業の振興』についてであります。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、遊休農地の増加が大きな課題となっております。

このため、「令和四年度南アルプス市行政経営方針」においても、農林業の振興を最優先施策に位置付け、新規就農者支援など、関連事業に鋭意取り組んでまいります。

次に、『都市公園再整備』についてであります。

未曾有の長引くコロナ禍において、外出自粛要請やイベントの中止が相次ぎ、外出する機会が大幅に減少し、自宅で過ごすことが多くなったことから、ストレスや運動不足の解消は、これまで以上に重要な要素となっております。

アフターコロナにおけるリフレッシュとともに、健康増進にも繋がり、フレイル予防などにも貢献する、時代に対応した公園施設としてリニューアルし、公共福祉の増進とともに、防災機能についても強化してまいります。

子育て世帯への家庭支援、障がい者への機能支援、高齢者への健康支援等、多くの市民の皆さまに愛され、より安全、安心に利用出来る、地域ニーズに応えた都市公園とする整備を図るため、新年度において、拠点となる市内五箇所の都市公園再整備計画の策定を進めてまいります。

次に、『国土強靱化』についてであります。

横川樋門改修については、昨年十二月に、自由民主党茂木幹事長が横川流域を視察に訪問された折に、改めて水害への備えに対して、その重要性を強く説明し、治水対策への支援を要望したところであります。茂木幹事長からは、「国においても全面的にバックアップする」との前向きな解答をいただいております、今後も国、県との連携を密に図る中で、課題の改善に向けて着実に進めてまいります。

また、新鏡中條橋については、関係市町との勉強会を実施するなど、広域連携防災対策強化のほか、新たな交通ネットワークの構築に向けて、鋭意協議を進めてまいります。

次に、『駒場浄水場内配水池改修』についてであります。

本事業については、市民生活において、欠かすことの出来ない大切な水道水を、永年に亘り供給するため、現在、駒場浄水場内の工事に着手しており、年度内に有効容量六百立法メートルのステンレス製配水池を整備し、更に、令和四年度、令和五年度には、有効容量千四百立法メートルのステンレス製配水池を整備してまいります。

工事が完了しますと、平成三十年度から整備し、令和四年度に供用開始する飯野新田配水池と併せ、四千五百立法メートルの有効容量となり、「給水区域の計画、一日最大給水量の十二時間分である四千二百八十六立法メートル」を上回る有効容量を確保できることとなります。

次に、『若草地区拠点施設周辺整備』についてであります。

若草保育所の移転新築に併せ、現在不足している駐車場の確保に加え、生涯学習施設などの利便性を更に高めるため、若草支所周辺における駐車場の再整備に取り組んでまいります。

令和三年度において、園舎建築及び駐車場整備に伴う実施設計を進めており、令和四年度において、工事に着手、年度内での完成を予定しております。

次に、国指定史跡『御勅使川旧堤防整備』についてであります。

楯形堤防については、令和三年度に実施設計、令和四年度から令和五年度にかけて工事に着手いたします。

指定史跡を整備することにより、今後、市内外から訪れる方々が、その本質的価値をより安全に、わかり易く体感できることとなり、歴史的に重要な史跡を、より多くの皆さまに知っていただくことで、南アルプス市の文化的な魅力を強く発信してまいります。

市民の皆さまから負託を賜り、合併後初となる「継続」の二期目を務めさせていただく中で、一期目からの積み上げが、確実に成果となって現れていると実感しております。

令和四年度を、「南アルプス市のさらなる前進」の一年とすべく、全身全霊をかけ、取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心より切にお願い申し上げます。

続きまして、市議会第一回定例会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

市議会第一回定例会に提出いたしました案件は、調停の申立ての専決処分につき承認を求める案一件、条例案十五件、予算案二十六件、指定管理者の指定に関する案二件、市道路線に関する案三件、同意案十九件、合わせて六十六件であります。

はじめに、承認第一号、「調停の申立ての専決処分につき承認を求めることについて」であります。

令和三年九月定例会においてご議決いただいた調停の申立てにおいて、改めて相手方との管轄合意により、中央建設工事紛争審査会に調停の申立てをする必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、令和四年一月二十八日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第一号、「南アルプス市都市下水路条例の制定について」であります。

南アルプス市下水道条例の一部改正に伴い、下水道法に規定する都市下水路の管理の基準等を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第二号、「南アルプス市個人情報保護条例の一部改正について」であります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用されている法律名及び条項の規定を改める必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第三号、「南アルプス市手数料条例の一部改正について」であります。

手数料を徴収しない戸籍の証明について、その根拠となる法律の規定があるものについては、すべて手数料を徴収しないよう規定を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第四号、「南アルプス市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。

職員の不妊治療と仕事の両立支援のための措置を行う人事院規則の改正に準じ、休暇の規定を改める必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第五号、「南アルプス市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を行う人事院規則の改正に準じ、職員の育児休業の規定等を改める必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第六号、「南アルプス市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について」であります。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により、保育士等の処遇改善を行うこととされたことに伴い、保育所等に勤務する会計年度任用職員の報酬の引上げを行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第七号、「南アルプス市長寿祝金条例の一部改正について」であります。

長寿祝金の支給対象者の規定を見直し、同一年内に八十八歳の誕生日を迎える方の全員に支給ができるようにするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第八号、「南アルプス市放課後児童クラブ条例の一部改正について」であります。

放課後児童クラブの環境整備と定員の拡充を図る必要があることから、放課後児童クラブを新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第九号、「南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について」であります。

子育て世代の経済的負担を軽減するため、保育所等の利用者負担金を無償化している対象を広げ、第一子から完全無償化とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十号、「南アルプス市農村公園条例の一部改正について」であります。

若草農村公園が若草保育所の建設予定地となることから、若草農村公園の用途を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十一号、「南アルプス市営住宅条例の一部改正について」であります。

政策空き家に指定している芦安地区古屋敷住宅の供用を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十二号、「南アルプス市社会体育施設条例の一部改正について」であります。

若草保育所移転に併せ実施する若草地区拠点施設周辺整備に伴い、敷地内の南アルプス市若草弓道場を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十三号、「南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」であります。

南アルプス市若草弓道場の代替施設を確保する必要があることから、櫛形中学校弓道場を教育委員会が管理する開放施設として市民の利用に供するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十四号、「南アルプス市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について」であります。

企業局の名称を「上下水道局」に変更することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十五号、「南アルプス市中心身障害者扶養共済制度加入者助成金支給条例の廃止について」であります。

心身障害者扶養共済制度の加入者が減少している中、公平性の観点から、本条例を廃止するものであります。

次に、補正予算案について、ご説明申し上げます。

提出しました補正予算案は、南アルプス市一般会計のほか、七特別会計及び一企業会計の、合わせて九会計であります。

はじめに、議案第十六号、「令和三年度南アルプス市一般会計補正予算（第十号）」について、ご説明申し上げます。

補正額を十億五百三十一万四千円の増額とし、歳入歳出予算の総額を、三百六十三億五千二百四十万四千円とするものであります。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

先ず、「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業」として、基準日以降の離婚等により、給付金を受給できない養育者に、児童一人あたり十万円を支給するための経費に、八百五十五万五千円を計上しております。

次に、民間の保育士等の処遇改善の経費に続き、公立の保育士等の収入を三パーセント程度引き上げるための経費として、「公立保育所会計年度任用職員配置事業」に二百万三千円、「放課後児童クラブ運営事業」に五十万五千円を、それぞれ計上しております。

次に、「県営土地改良参画事業」として、県の令和四年度事業執行分の前倒し等に伴い、市の工事負担金が発生することから、経費として、五千三百九十一万四千円を計上しております。

また、来年度以降、老朽化した施設の修繕や改築等の費用が見込まれることから、財政負担の軽減を図るため、財政調

整基金への積立金に一億一千六百五十九万六千円、公共施設整備等事業基金への積立金に五億百四十三万一千円を、また、市債の繰上償還金として、五億九千九十四万円を計上しております。

その他、事業費等の確定や精算に伴う予算の調整、及び特別会計への繰出金などについて計上しております。

これらの事業の財源としましては、市税、国、県支出金、寄附金、繰越金等を見込んでおります。

次に、特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。はじめに、議案第十七号「令和三年度南アルプス市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）」について、ご説明申し上げます。

療養給付費の増額分及び、国民健康保険財政調整基金積立金として、二億六千三十八万一千円を計上しております。

次に、議案第十八号「令和三年度南アルプス市後期高齢者医療特別会計補正予算（第三号）」について、ご説明申し上げます。

医療給付費の負担金の増加等が見込まれることから、二千七百十五万七千円を計上しております。

次に、議案第十九号「令和三年度南アルプス市介護保険特別会計補正予算(第四号)」について、ご説明申し上げます。

地域支援事業におけるサービス利用者数が少なかつたことなどから、一千五百九十七万五千円を減額しております。

次に、議案第二十号「令和三年度南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)」について、ご説明申し上げます。

芦安農業集落排水事業特別会計財政調整基金への利子の積立てにより、四千円を計上しております。

次に、議案第二十一号「令和三年度南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計補正予算(第一号)」について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による施設の利用制限や宿泊者の減少に伴い、施設の営業を縮小したことから、二千六百二十六万一千円の減額としております。

次に、議案第二十二号「令和三年度南アルプス市芦安簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)」について、ご説明申し上げます。

芦安簡易水道事業基金への利子の積立により、六千円を計上しております。

次に、議案第二十三号「令和三年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計補正予算（第四号）」について、ご説明申し上げます。

企業立地推進基金への利子の積立てにより、四万円を計上しております。

次に、企業会計補正予算案について、ご説明申し上げます。
議案第二十四号、「令和三年度南アルプス市下水道事業会計補正予算（第三号）」について、ご説明申し上げます。

地震対策として甲西中学校にマンホールトイレを設置する工事費等に係る経費として、四千七万円を計上しております。

以上、補正予算案について、説明を終わります。

続きまして、令和四年度当初予算案について、ご説明申し上げます。

提出しました新年度予算案は、一般会計のほか十三の特別会計、三つの企業会計、合わせて十七会計であります。

新年度予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえつつ、社会経済活動との両立を見据えた予算編成として

おります。また、総合計画に掲げる市の将来像「自然と文化が調和した幸せ創造都市 南アルプス」の着実な推進と、私の公約に掲げた施策を推し進めるために、二つを融合した積極的な予算案としております。

はじめに、議案第二十五号、「令和四年度南アルプス市一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、三百十三億四千百九十六万七千円とするものであります。

歳出の主なものについて、政策体系別にご説明申し上げます。

先ず、『安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成』についてであります。

「防災行政無線設備整備事業」として、前回の更新から十三年が経過している防災行政無線放送卓を更新する経費として、一億四百十二万三千円を計上しております。

併せて、「消防団ポンプ車等購入事業」として、消防団ポンプ車更新計画に基づき、白根分団第六部、楡形分団第十二部及び甲西分団第三部・第四部に車両を整備する経費として、六千百万八千円を計上しております。

また、「南アルプス市役所急速充電スタンド設置事業」として、電気自動車の普及を促し、脱炭素化を推し進めるため、急速充電スタンドを本庁舎駐車場内に一台設置する経費に、八百七十九万一千円、「エコライフ促進事業」として、電気自動車の購入補助など、機器の導入助成経費に、三百十四万円を計上しております。

次に、『ともに生き支えあうまちの形成』についてであります。

現在、社会問題となっております、ヤングケアラーなど、子ども家庭における相談を一元的に取り扱い、支援する拠点を新年度から新たに設置するための経費として、「南アルプス市子ども家庭総合支援拠点事業」に、六百十五万三千円を計上しております。

併せて、子どものライフステージに応じ、一貫した支援を行うための体制づくりに係る経費として、「途切れのない支援推進事業」に八百十二万八千円を計上しております。

次に、「若草保育所新築整備事業」として、保育所新築工事に係る経費に、八億三百十六万円を計上しております。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策事業」では、ワクチン接種体制を整備し、円滑に実施するための経費として、三億一千五百八万二千元を計上しております。

次に、『うるおいと活力のある快適なまちの形成』についてであります。

「南アルプスIC新産業拠点整備事業」については、企業選定後に発生する許認可申請手続き、地権者との契約に要する費用など、三千八百二十三万円を計上しております。

併せて、埋蔵文化財調査及び保護措置に係る経費として、一億七千四百四十九万二千元を計上しております。

また、「南アルプスIC周辺整備事業」では、新たな拠点的都市機能の創出に向けた土地利用計画の策定に係る経費として、一千九十万七千円を計上しております。

次に、「シテイプロモーション事業」として、地域への愛着や誇りの醸成、交流人口・移住定住人口の拡大を目指し、市民参加による市の魅力発信に係る経費に、四百二十四万円を計上しております。

併せて、「交流定住促進事業」として、本市に興味を持ってもらった方に、お試しで市内に居住してもらうための経費

に、六百五十三万一千円を計上しております。

次に、「南アルプスブランド戦略事業」として、本市の農産物の高付加価値、果樹の競争力の強化を図るための費用として、二千三百九十二万五千円を計上しております。

併せて、「スモモ産地競争力強化支援事業」として、高品質なスモモの生産を後押しするため、機材導入費用の一部を助成する経費に、一千三百五万円を計上しております。

次に、「都市公園再整備事業」として、都市公園をリニューアルする経費に、七千九百六十八万七千円を計上しております。

次に、『心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成』についてであります。

「若草中学校部室等改修事業」として、老朽化した部室及び相談室の改築と併せ、テニスコート二面を整備する経費に、一億五百九十五万五千円を計上しております。

また、「若草地区拠点施設周辺整備事業」として、若草保育所の移転新築に伴い、敷地内の駐車場の再整備に係る費用として、二億三千三百二十二万三千円を計上しております。

また、国指定史跡「御勅使川旧堤防」の整備費として、三千五百七十一万七千円を計上しております。

最後に、『未来をひらく経営型行政運営の形成』についてであります。

「ふるさと納税事業」については、返礼品や納税ポータルサイトへの手数料等の経費に加え、新たに返礼品の品質を管理するための経費や、事務の一部を委託するための経費等として、九億三千六百三十九万四千円を計上しております。

以上が、一般会計の歳出予算概要であります。歳入につきましては、市税、地方交付税のほか、国、県支出金、市債等を見込んでおります。

次に、議案第二十六号、「令和四年度南アルプス市国民健康保険特別会計予算」から議案第三十八号、「令和四年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計予算」までの、十三の特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を百五十八億九千七百五十二万七千円とし、前年度比八・一パーセントの増となっております。

次に、議案第三十九号、「令和四年度南アルプス市水道事業会計予算」から議案第四十一号、「令和四年度南アルプス市自動車運送事業会計予算」までの、三つの企業会計につきましては、資本的支出の総額を三十七億九千九十二万九千円とし、支出予算の総額を六十六億二千四百三十九万七千円とするものであります。

以上、令和四年度当初予算案について、説明を終わります。

次に、議案第四十二号及び議案第四十三号、「指定管理者の指定について」であります。

地方自治法第二百四十四条の二第六項及び南アルプス市の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第六条第一項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第四十四号、「市道路線の認定について」であります。

開発行為により寄附された三路線と、路線の見直しに伴う二路線を市道認定するものであります。

次に、議案第四十五号、「市道路線の変更について」であります。

工業団地拡張と路線の見直しに伴う二路線の市道を変更するものであります。

次に、議案第四十六号、「市道路線の廃止について」であります。

工業団地拡張に伴う一路線の市道を廃止するものであります。

次に、同意案第一号から同意案第十九号、「農業委員会委員の任命について」であります。

本年三月三十一日をもって、農業委員会委員の任期が満了することに伴い、新たに十九名の委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第八条第一項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

令和四年二月二十五日

南アルプス市長 金丸 一元